

# 郵便請求の方法（転出届）

## ○請求できる人

- ・本人
- ・世帯員
- ・代理人（委任状が必要です）

## ○用意するもの

- ① 郵便請求書（転出届） 日中に連絡のつく電話番号を必ず記入してください。
- ② 本人確認資料（A 1点またはB 2点）
  - 請求者の名前と住所が分かる写しが必要です。
  - 資格確認書、住所が裏面に記載されている場合は、表裏両面の写しが必要です。
- ③ 返信用封筒（返信先を記入し、切手を貼ってください。）  
返信先は請求者の本人確認資料の住所になります。  
マイナンバーカードをお持ちのかたは不要です。（下記注意事項をお読みください。）

※ 資格確認書、介護保険被保険者証、印鑑登録証をお持ちのかたは、転出年月日をもって資格がなくなりますので、同封してお返しく下さい。

## ★マイナンバーカードをお持ちのかた★

マイナンバーカードをお持ちのかたは、転出証明書は発行されません。

転出の処理が終わり次第ご連絡差し上げますので、カードを持って新住所地の市区町村窓口へ転入の届出をしてください。

なお、転出証明書の発行を希望されるかたは返信用封筒を同封してください。

### <本人確認書類>

A：運転免許証、マイナンバーカード（氏名等記載の面のみ）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、小型船舶操縦免許証、身体障害者手帳など

B：資格確認書、年金手帳から1点＋診察券、キャッシュカード、通帳から1点

### <問い合わせ先>

十和田市 市民課 住民記録係

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6番1号

TEL：0176-51-6755（直通）